告　示

最低工賃の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10号の規定に基づき、鳥取県和服裁縫業最低工賃（平成20年鳥取労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成24年４月13日　　鳥取労働局長　矢澤　由宗

鳥取県和服裁縫業最低工賃

１　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、１枚（帯にあっては１本）につき、右欄に掲げる金額。

品　目	規　格		金　額
	生　地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	24,500円
留めそで	絹	あわせ（比翼・グシ付き）	27,700円
訪問着	絹	あわせ	20,000円
付け下げ	絹	あわせ	17,000円
長着	絹	あわせ	15,200円
	ウール	ひとえ	7,200円
羽織	絹	あわせ	11,000円
７分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	14,000円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	8,700円
	合成繊維	無双ひとえ	7,000円
名古屋帯	絹	８寸まつり	4,000円
		９寸しん入り	4,900円
袋帯	絹	しん入り	4,600円
ゆかた	綿	ひとえ	6,300円

４　効力発生の日　平成24年５月21日

鳥取労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成22年鳥取労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成24年４月13日　　鳥取労働局長　矢澤　由宗

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	金　額
背広上衣	そで付け裏まつり	１枚につき　114円94銭
	そで口裏まつり	１枚（28センチメートル×２）につき　57円47銭
	見返し奥星入れ	140センチメートルにつき　93円39銭
	見返し７ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき　50円29銭
	ベンツまつり	１か所（６センチメートル）につき　10円78銭
	背すそまつり	１枚につき　35円92銭
	小ボタンのボタン付け	１個につき　７円18銭
	そであきまつり	１枚につき　14円37銭
	えり折り返し裏まつり	１枚につき　14円37銭
	前裏すそまつり	１枚（28センチメートル×２）につき　71円84銭
	背裏鎖止め	１か所につき　14円37銭
	肩裏まつり	１枚につき　35円92銭
	背わきまつり	１枚につき　14円37銭
	そで裏星入れ	１枚につき　28円73銭
	ベンツ止め	１か所につき　３円59銭
	カード付け	カード１枚につき　３円59銭
	ネーム付け	ネーム１枚につき　７円18銭
	糸くず取り	１枚につき　57円47銭